

## 【目次】

- 中小企業経営承継円滑化法が施行されました
- 年末調整の時期が近づいてきました
- ご存じですか？パートタイム労働者の有給休暇
- 協会けんぽのご案内

## 中小企業経営承継円滑化法が施行されました

平成20年10月1日から「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が施行されました。

### その目的とは？

- ・日本経済の基盤である中小企業の雇用確保
- ・事業の継続・発展を通じた地域経済の活力維持

などの観点から、事業承継円滑化を総合的に支援するために創設されました。

大きく分けて3つの項目で構成されています。

### (1) 遺留分に関する民法の特例制度 (平成21年3月1日から施行)

3年以上継続して事業を行っている中小企業の後継者が、経済産業大臣の確認と遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、以下の制度が適用可能となります。

先代経営者から贈与等により取得した自社株式等について



これまでは、

贈与後の株式価値上昇分も含めて、遺留分算定基礎財産を計算する必要がありました。

今回の特例によって、

①贈与株式等を遺留分算定基礎財産の価額に算入しない (除外合意)

⇒ 相続による株式分散を防止

②贈与株式等を遺留分算定基礎財産の価額に算入すべき価額を合意時における評価額とする (固定合意)

⇒ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となり、経営意欲が阻害されない

\*詳細については、次回以降にご紹介します。

★遺留分とは、民法で定められている、遺族のために最低限相続できる財産を保証する制度のことです。詳しくは、前号(グローバル10号)の「相続の勉強部屋」をご覧ください。

### (2) 金融支援措置

経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等に対して、経営承継に必要な資金調達支援のために、以下の措置が講じられます。

- ①中小企業信用保険法の特例 ⇒信用保険拡大(別枠化)
- ②日本政策金融公庫法の特例 ⇒代表者個人に低利率で融資

### 金融支援措置

経営承継に必要な資金調達方法を支援

- 相続により分散した株式、事業用資産の買取資金
- 信用力低下時の運転資金
- 相続税の納税資金

### (3) 相続税の納税猶予の特例

後継者が相続等によって取得した自社株式(非上場株式)等の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予します。

この制度は、平成21年度税制改正に盛り込まれ、国会で審議・成立すれば、平成20年10月1日に遡って適用されます。

# 年末調整

の時期が近づいてきました

今年も年末調整の時期が近づいてきました。会計事務所では、この年末調整業務からいよいよ繁忙期に突入することになります。

そこで、毎年確認していることではありますが、今一度、年末調整のポイントをみていきましょう。

## ポイント 1

年末調整の対象  
となるかどうかの確認



### ■ 主な対象要件

- ・ 扶養控除等(異動)申告書を提出している
- ・ 年間の給与収入が2,000万円以下
- ・ 一年を通じて勤務している、または、年の途中で就職し、年末まで勤務している

\*前職がある場合には、**前職場からの源泉徴収票**を提出してもらいましょう。

## ポイント 2

必要書類  
の記載内容の確認



### ■ 扶養控除等(異動)申告書の確認事項

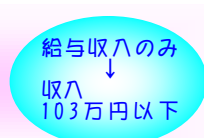
- ・ 扶養親族の漏れはないか？
- ・ 扶養親族の所得金額\*1は正しいか？

\*1 年末調整から12月31日までの間に、出産、結婚等で異動があった場合、**年末調整をやり直すか、本人が確定申告するか**で還付を受けることができます。

\*2 所得金額とは？

扶養親族の一つの要件は、**収入から経費を除いた金額が38万円以下**です。よく収入金額で記入されているので注意が必要です。

給与収入のみの場合は、**収入が103万円以下だと所得が38万円以下**となります。



### ■ 保険料控除・配偶者特別控除申告書の確認事項

- ・ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書、国民年金保険料の控除証明書又は納付書の添付があるか？
- ・ 配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得金額は正しいか？

\*所得38万円超で**扶養親族に該当しない配偶者**は、**所得76万円未満までは特別控除の対象となります**。給与収入のみの場合、収入141万円未満が該当します。  
(控除額は3~38万円)

年末調整では  
受けられない  
控除

## ポイント 3

確定申告が必要な控除  
についての確認



### ■ 主な控除

- ・ 医療費控除
- ・ 適用初年度の住宅ローン控除(2年目以降は年末調整で控除できます。)
- ・ ふるさと納税等の寄付金控除

\*各人が確定申告することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

### ～年末調整業務をスムーズに行うコツ～

**必要書類を早めに社員に渡し、提出期日も早めに設定すること**です。

そうすることで、記載内容の不備確認や添付書類漏れにも早めに対処できます。年末になると何かと慌ただしくなりますので、年末調整に限らず、早め早めの対応を心がけましょう。

ご存じですか？

# パートタイム労働者の

有

給

休

暇

みなさんは、パートタイム労働者にも有給休暇が付与されることをご存知でしょうか？

労働基準法では、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るため、所定休日のほかに毎年一定日数の有給休暇を与えることを規定していますが、**所定労働日数が通常の労働者に比べて少ないパートタイム労働者等**についても、通常の労働者との均衡を図るため、その所定労働日数に応じた日数の年次有給休暇が**比例付与**されます。

## 1 比例付与の対象労働者

週の所定労働時間が30時間未満であり、かつ、次の①または②のいずれかに該当する者。

- ①週の所定労働日数が**4日以下**の者
- ②週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合は、**年間の所定労働日数が216日以下**の者

\*パート、アルバイト等であっても、上記の要件に該当しない場合は、比例付与ではなく**通常の労働者と同じ日数の年次有給休暇が付与**されます。

たとえば、**週の所定労働時間が30時間以上の場合は、比例付与の対象にはなりません。**

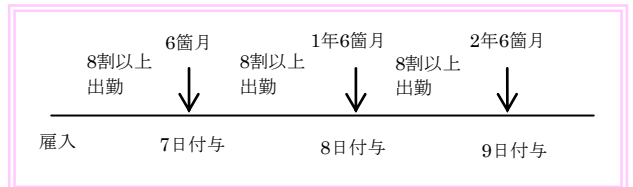
## 2 付与要件

通常の労働者と同様、6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤したこと。

1年6箇月以上継続勤務した場合は、6箇月経過日から1年ごと区分した各期間の初日の前日が属する期間において**全労働日の8割以上出勤したこと**。

文章だと解りづらいと思いますので、右上の図をご覧ください。

## ★週の所定労働日数が4日の場合



\*付与日数については、下記の表よりご確認ください。

## レベルUP!

上記でご説明したとおり、雇入れから6箇月後、その後は1年ごとに全労働日の8割以上出勤したことを要件に、有給休暇が付与されます。しかし、**8割以上出勤しなかった場合はどうなるのでしょうか？**

雇入れ後6箇月から1年6箇月までの**出勤率が8割未満**であった場合、**有給休暇が付与されません。**

しかし、その後2年6箇月までの出勤率が8割以上であれば、有給休暇は**8日ではなく、9日付与**されます。



\*通常の労働者の場合も、同じように付与されますのでご注意ください。

## 3 付与日数

比例付与による計算式がありますが、具体的には下記の表の通りとなります。

| 1週間の所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 6箇月 | 1年6箇月 | 2年6箇月 | 3年6箇月 | 4年6箇月 | 5年6箇月 | 6年6箇月以上 |
|------------|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 4日         | 169~216日   | 7日  | 8日    | 9日    | 10日   | 12日   | 13日   | 15日     |
| 3日         | 121~168日   | 5日  | 6日    | 6日    | 8日    | 9日    | 10日   | 11日     |
| 2日         | 73~120日    | 3日  | 4日    | 4日    | 5日    | 6日    | 6日    | 7日      |
| 1日         | 48~72日     | 1日  | 2日    | 2日    | 2日    | 3日    | 3日    | 3日      |

# 政府管掌健康保険が 「協会けんぽ」に 変わりました

平成20年10月1日より政府管掌健康保険が「協会けんぽ」に変更している事は皆さんご存知の事と思います。これに伴い、各種申請書等の提出先も「社会保険事務所」と「全国健康保険協会」に分かれました。

今回は、「全国健康保険協会」に提出する主な申請書等をご紹介します。

## 「協会けんぽ」に提出する主な申請書

### 1 健康保険給付関係

- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 移送費支給申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 埋葬料（費）支給申請書

### 2 任意継続被保険者関係

- 任意継続被保険者資格取得申請書
- 任意継続被保険者資格喪失申請書
- 任意継続被保険者住所変更届

### 3 被保険者証関係

- 被保険者証滅失、き損再交付申請書
- 高齢受給者証滅失、き損再交付申請書

### 4 保健事業関係

- 生活習慣病予防健診の申込書
- 特定健康診査受診券の申請書

### 5 貸付事業関係

- 高額医療費貸付、出産費貸付の申込書

- 各種申請書様式は現在のところ変更ありません。
- 郵送による手続も行う事ができます。
- 当面は、社会保険事務所内に協会けんぽの窓口が設けられており、ここでも手続できます。
- 健康保険への加入や保険料の納付等に関する手続、国民年金の加入手続、納入相談や、年金（老齢年金、障害年金、遺族年金 等）に関する相談、手続については従来と同様、社会保険事務所にて行っています。

## 「協会けんぽ」の 所在地・連絡先

〒060-8524

札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル4階

【電話番号】 011-726-0352(代表)

【交通案内】

・JR「札幌駅」北口より徒歩1分

・地下鉄「さっぽろ駅」より徒歩5分

## 最低賃金額が改正されました

北海道（地域別）最低賃金が平成20年10月19日より改正されています。

北海道最低賃金額 時間額 **667円**

\*詳しくは、ホームページでもご案内しております。

## 編集後記



10月10日から私は入所3年目に突入しました。これらの節目を迎え、気持ちもあらたに身が引き締まる思いです。加えて、本当に身を引き締めて、適正体重にしたいとも思うこの頃です…  
(内木)

月刊グローバル 2008年11号

2008年10月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル  
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル  
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント  
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー  
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。